

融雪用季節契約選択約款

1. 目 的

この選択約款は、冬期の融雪分野におけるガス利用の拡大により負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) の規定に従い、変更後の選択約款の揭示及び書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の供給に係る条件の実質的な変更を伴わない変更の場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (5) 当社は、一般ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水又は温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定

により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (3)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (4)「単位料金」とは、10に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。
- (5)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (6)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (7)「供給地点特定番号」とは、お客さまの需要場所を特定する番号であり、当社において、お客様番号と読み替えます。

4. 適用条件

この選択約款は、融雪装置のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーター（以下「融雪装置専用ガスメーター」といいます。）を設置することができる需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金等を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は次のとおりといたします。

- (1) 12月分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日までの使用分）から翌年

4月分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日までの使用分）までの期間。なお、契約期間を明確に定めるため4月定例検針日に閉栓いたします。

（2）契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用料は以下のとおり算定いたします。

①当社は、前回検針日及び今回の検針日における融雪装置専用ガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合は、当該月の検針日及び解約を行った日の融雪装置専用ガスメーターの検針値により算定いたします。

8. 料金

（1）当社は、料金の支払いが支払義務発生の日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金に3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものをお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。

（2）当社は、12月使用分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から4月使用分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）までの期間については、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）

ただし、降雪がない等の気象状況によって融雪装置が未稼働となり、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。

9. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともに、ガスの使用を廃止する場合には、当社は原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

10. 単位料金の調整

（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原

料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2（3）のとおりいたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）＋0.123円×原料価格変動額／100円

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）－0.123円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

53,530円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第2（3）に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。

（備考）

トン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

11. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に

継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

12. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、又は2 (1) 若しくは2 (5) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解除することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

13. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が平成29年4月1日から平成29年4月30日に属する料金算定期間の早収料金は、平成29年3月31日まで適用の融雪用季節契約選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和元年7月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が令和元年7月1日から令和元年7月31日に属する料金算定期間の早収料金は、令和元年6月30日まで適用の融雪用季節契約選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の融雪用季節契約選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和7年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用

料金算定期間の末日が11月定例検針日の翌日から4月30日に属する料金について適用します。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金(税抜)または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調

整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が1立方メートルから1,000立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用する。

(2) 料金表A

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,102.1000円(税込)
1か月及びガスメーター1個につき	1,911.0000円(税抜)

②基準単位料金

1立方メートルにつき	219.5930円(税込)
1立方メートルにつき	199.6300円(税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金(税抜)をもとに、10の規定により算出した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表B

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	28,399.0000円(税込)
1か月及びガスメーター1個につき	25,817.2727円(税抜)

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 5 . 7 4 7 0 円 (税込)
1 立方メートルにつき	1 5 9 . 7 7 0 0 円 (税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに、10の規定により算出した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

